

# 学校法人福山大学役員の給与等に関する規程

平成5年4月1日制定 規程第31号

平成23年6月1日改正

平成29年4月1日改正

令和2年1月1日改正

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人福山大学の役員の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の給与)

**第2条** 理事長、副理事長、常務理事及び常勤の理事（以下「常勤理事」という。）の給与は、常勤理事俸給表（別表第一）のとおりとし、理事会において決定する。ただし、学校法人福山大学教職員である常勤理事の給与については、学校法人福山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

2 常勤理事における在職年数等を勘案して、常勤理事俸給表における号俸の適用を変更することができる。

(理事手当)

**第3条** 常勤理事には、常勤理事手当表（別表第二）による理事手当を支給する。

(諸手当)

**第4条** 常勤理事の通勤手当及び扶養手当並びに常勤監事の通勤手当については、給与規程に定める事項を準用する。

(賞与)

**第5条** 常勤理事の賞与（期末、勤勉手当）は、給与規程に定める事項を準用する。

(退職金)

**第6条** 常勤理事の退職金は、学校法人福山大学教職員退職金規程に定める事項を準用する。

(監事の給与)

**第7条** 常勤監事の給与は、常勤監事俸給表（別表第三）のとおりとする。

(非常勤理事・監事手当)

**第8条** 非常勤の理事及び監事とその職務執行のために出勤した場合においては、非常勤理事・監事手当表（別表第四）による非常勤理事・監事手当を支給するものとし、原則として当日支給する。

(給与の支給方法)

**第9条** 常勤の理事及び監事の給与等の支給方法については、給与規程に定める事項を準用する。

(給与改定)

**第10条** 常勤理事俸給表、常勤監事俸給表、常勤理事手当表及び非常勤理事・監事手当表については、人事院勧告に基く国家公務員の給与改定を参考とし、改正することができる。

(改 廃)

**第11条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

別表第一

常勤理事俸給表

号俸	俸給月額
1	400,000円
2	450,000
3	500,000
4	550,000
5	600,000
6	650,000
7	700,000
8	750,000
9	800,000
10	850,000
11	900,000
12	950,000
13	1,000,000
14	1,050,000
15	1,100,000
16	1,150,000
17	1,200,000
18	1,300,000
19	1,500,000

別表第二

常勤理事手当表

号俸	手当月額
1	100,000円
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000

別表第三

常勤監事俸給表

号俸	俸給月額
1	300,000円
2	400,000
3	500,000

別表第四

非常勤理事・監事手当表

号俸	日額
1	20,000円
2	30,000
3	50,000

## 学校法人福山大学教職員給与規程（抄）

### （給与の支払）

第6条 俸給は毎月25日にその他の給与と共に直接現金で支給する。

- 2 教職員の給与から控除すべき額がある場合には教職員に支払うべき給与のうちからその額を控除して支払うものとする。
- 3 新たに教職員となった者にはその日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新しく定められた俸給を支給する。
- 4 教職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 5 教職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

### （扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養家族のある教職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として教職員の扶養を受けている者を扶養家族とする。

一 配偶者

二 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子

三 満65歳以上の父母及び祖父母

- 3 扶養手当の月額は、第2項第1号に該当する扶養家族については、16,000円（ただし、扶養手当の支給を受ける教職員が61歳以上の場合は、13,500円）、同項第2号及び第3号に該当する扶養家族のうち2人までについては、同項第2号に該当する扶養家族にあつては1人につき8,500円、同項第3号に該当する扶養家族にあつては1人につき5,500円、その他の扶養家族については、同項第2号に該当する扶養家族にあつては、1人につき7,000円、同項第3号に該当する扶養家族にあつては、1人につき2,000円とする。
- 4 扶養家族たる子のうち満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養家族の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養家族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

### （通勤手当）

第10条 通勤手当は、有料の交通機関を利用してその運賃等を負担することを常例とする教職員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、その者の3ヶ月の通勤に要する運賃等の3分の1の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）とする。ただし、その額が、55,000円を超えるときは、55,000円を支給する。
- 3 自家用車等を使用する者については、第2項の運賃相当額を支給する。ただし、運賃相当額が算出できない者については、次に掲げる額を支給する。

- 一 自動車等の使用距離が2 km以上5 km未満である職員 2,000 円
  - 二 自動車等の使用距離が5 km以上10km未満である職員 4,100 円
- 4 前三項に規定するもののほか、通勤手当の月額決定及び通勤手当の支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の場合に準じて、理事長が別に定める。

(期末、勤勉手当)

第15条 期末手当及び勤勉手当は、6月1日及び12月1日(「基準日」という。以下同じ。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間並びに勤務成績に応じて算定した額を、それぞれ基準日から15日以内に支給する。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額(役職にある教職員のうち別に指定された者にあつては、その額に第15条の2の規定による役職手当の月額を、その他の教職員のうち、別に定める職に在る者については、その額に俸給の月額に100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、次の表に定める割合を乗じて得た額を基準とする。勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給の月額(役職にある教職員のうち別に指定された者にあつては、その額に第15条の2の規定による役職手当の月額を、その他の教職員のうち、別に定める職に在る者については、その額に俸給の月額に100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、次の表に定める割合を乗じて得た額を基準とする。

6月期	期末手当	100分の190
	勤勉手当	100分の40
12月期	期末手当	100分の220
	勤勉手当	100分の50

- 3 基準日前6ヶ月以内の期間内に休職期間のある者の期末、勤勉手当の在職期間の計算については、その2分の1の期間を在職期間とするほか、基準日現在において現に休職中の者については勤勉手当は支給しない。
- 4 その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

学校法人福山大学教職員退職金規程（抄）

（支給額）

第2条 退職した者に支給する退職金の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間に応ずる次表に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

勤続期間	支給率	勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
1年	0.522	16	15.021	31	41.675
2	1.044	17	16.426	32	42.846
3	1.566	18	17.832	33	44.018
4	2.088	19	19.237	34	45.189
5	2.610	20	22.936	35	46.360
6	3.132	21	24.888	36	47.531
7	3.654	22	26.840	37	48.702
8	4.176	23	28.792	38	49.874
9	4.698	24	30.744	39	51.045
10	5.856	25	32.696	40	52.216
11	8.667	26	34.258	41	53.387
12	9.526	27	35.819	42	54.558
13	10.385	28	37.381	43年以上	55.632
14	11.244	29	38.942		
15	12.102	30	40.504		

2 在職中に死亡した者に対する退職金の額は、前項によって計算した当該額に100分の115を乗じて得た額とする。ただし、勤続期間1年未満の者で在職中に死亡した者については、死亡の日におけるその者の俸給月額に100分の50を乗じて得た額をその者の退職金とする。

（支給期日）

第5条 退職金は退職又は死亡の日以後1か月以内に支給する。